

滋賀県東近江地域雇用開発計画

令和3年(2021年)9月

滋 賀 県

目

次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 雇用開発促進地域の区域 | 2 |
| (1) 区域の概況 | 2 |
| (2) 求人・求職状況 | 3 |
| 3. 労働力の需給状況とその他雇用の動向 | 4 |
| (1) 求人数、求職者数および求人倍率の動向 | 4 |
| イ 求人数の動向 | |
| ロ 求職者数の動向 | |
| ハ 有効求人倍率の動向 | |
| 一般有効求人倍率の推移（パートを含む） | |
| 常用有効求人倍率の推移（パートを除く） | |
| (2) 就業構造 | 5 |
| 4. 地域雇用開発の目標 | 6 |
| 5. 地域雇用開発を促進するための方策 | 6 |
| (1) 地域雇用開発促進のための措置 | 6 |
| イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項 | |
| ロ 職業能力開発の推進に関する事項 | |
| ハ 労働力需給の円滑な統合の促進に関する事項 | |
| ニ 各種支援措置の周知徹底に関する事項 | |
| ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項 | |
| (2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組 | 7 |
| 6. 計画期間 | 8 |

滋賀県東近江地域雇用開発計画地域



1. 計画策定の趣旨

国が推進する地域雇用対策の一環として、雇用情勢の地域差を是正し、地域的な雇用構造の改善を図るため、「地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）」に基づき、雇用情勢の特に厳しい地域（以下「雇用開発促進地域」という。）について、都道府県が地域雇用開発の促進に関する計画（以下

「地域雇用開発計画」という。)を策定し、厚生労働大臣の同意を求めることができるとされている。

この同意を得た地域雇用開発計画に係る雇用開発促進地域においては、地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、国から一定の助成が受けられるようになっている。

今回、雇用構造の改善の取組を実施していく必要性のある地域として、東近江公共職業安定所が所轄する近江八幡市、東近江市、蒲生郡日野町および同郡竜王町の2市2町が雇用開発促進地域の要件に該当することとなった。

このため、「滋賀県東近江地域雇用開発計画」を策定し、今後の地域雇用開発のための措置を図るものである。

2. 雇用開発促進地域の区域

(1) 区域の概況

東近江地域雇用開発計画において、雇用開発促進地域とする区域は、東近江公共職業安定所が所轄する近江八幡市、東近江市、蒲生郡日野町および同郡竜王町の2市2町である。

[対象地域]

| 地 域 | 公共職業安定所 | 市町名 |
|-------|------------|--------------------|
| 東近江地域 | 東近江公共職業安定所 | 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 |

本地域は、県の東部中央に位置し、西の琵琶湖岸から東の三重県境まで東西に広がり、面積は約728k㎡で、県全体の約18%、人口は229,767人と県全体の約16%を占めている。

鉄道網としては、JR琵琶湖線や近江鉄道線が地域内を結んでおり、通勤、通学などの社会・経済活動等に重要な役割を果たしている。また、道路網として、名神高速道路と国道8号、307号、421号、477号により結ばれている。

本地域は、緑豊かな恵まれた自然環境や、多くの歴史遺産など豊富な観光資源を有するほか、多くの工場が集積し、人、物の流れが盛んであることから、地理的な関係にとどまらず、社会・経済的活動においても密接に関係し

ている地域である。

[地域の概況]

| 地 域 | 面 積 | | 人 口 | |
|-------|---------------------|-------------------|-----------|-------------------|
| | (k m ²) | 県全体に対する 割合 (%) | (人) | 県全体に対する 割合 (%) |
| 東近江地域 | 727.97 | 18.1 | 229,767 | 16.3 |
| 県全体 | 4,017.38 | 100.0 | 1,413,184 | 100.0 |

出所：全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）、平成27年国勢調査

(2) 求人・求職状況

最近3年間における本地域に係る労働力人口に対する一般有効求職者数の割合は2.9%と全国平均2.9%以上であり、「地域求職者」の割合が全国平均以上という地域要件を満たしている。

また、本地域の一般有効求人倍率は、最近1年間の月平均値が0.73倍と全国平均の基準値0.73倍以下であり、「地域求人倍率」の割合が全国平均以下という地域要件を満たしている。

[労働力人口] (単位：人)

| | 平成27年 |
|-------|------------|
| 全 国 | 61,523,327 |
| 東近江地域 | 119,186 |

出所：平成27年国勢調査

[一般有効求職者数(パートを含む)月平均値の推移] (単位：人)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 全 国 | 1,716,557 | 1,714,280 | 1,882,657 |
| 東近江地域 | 3,249 | 3,301 | 3,787 |

出所：滋賀労働局

[労働力人口に対する一般有効求職者数の割合] (単位：%)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 3 年度平均 |
|-------|----------|-------|---------|--------|
| 全 国 | 2.8 | 2.8 | 3.1 | 2.9 |
| 東近江地域 | 2.7 | 2.8 | 3.2 | 2.9 |

出所：滋賀労働局

[一般有効求人倍率、常用有効求人倍率]

(単位：倍)

| | 一般有効求人倍率 (月平均値) | | 常用有効求人倍率 (月平均値) | |
|--------------|-----------------|--------|-----------------|--------|
| | 令和 2 年度 | 3 年度平均 | 令和 2 年度 | 3 年度平均 |
| 全国 | 1.10 | 1.42 | 1.01 | 1.27 |
| 基準値 (2/3) | 0.73 | 0.95 | 0.67 | 0.85 |
| 東近江 地域 | 0.73 | 1.08 | 0.69 | 1.04 |

出所：滋賀労働局

3. 労働力の需給状況とその他雇用の動向

(1) 求人数、求職者数および求人倍率の動向

イ 求人数の動向

[有効求人数月平均値の推移 (一般およびパートを含む全数)] (単位：人)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|-------|---------|
| 東近江地域 | 4,253 | 3,977 | 2,763 |

出所：滋賀労働局

ロ 求職者数の動向

[有効求職者数月平均値の推移 (一般およびパートを含む全数)] (単位：人)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|-------|---------|
| 東近江地域 | 3,249 | 3,301 | 3,787 |

出所：滋賀労働局

ハ 有効求人倍率の動向

[一般有効求人倍率の推移（パートを含む）]

(単位：倍)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|-------|---------|
| 東近江地域 | 1.31 | 1.20 | 0.73 |

出所：滋賀労働局

[常用有効求人倍率の推移（パートを除く）]

(単位：倍)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------|----------|-------|---------|
| 東近江地域 | 1.27 | 1.17 | 0.69 |

出所：滋賀労働局

(2) 就業構造

平成 27 年国勢調査によると、計画区域の産業別就業者の割合は、県全域と比べて製造業の割合が高い。

[主な産業別就業者数]

| 産業分類 | 滋賀県全域 | | 東近江地域 | |
|---------------------|---------|--------|---------|--------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 総数 | 677,976 | 100.0% | 115,178 | 100.0% |
| A 農業, 林業 | 17,468 | 2.6% | 4,751 | 4.1% |
| B 漁業 | 467 | 0.1% | 137 | 0.1% |
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 163 | 0.0% | 28 | 0.0% |
| D 建設業 | 39,953 | 5.9% | 6,927 | 6.0% |
| E 製造業 | 180,788 | 26.7% | 37,148 | 32.3% |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2,873 | 0.4% | 417 | 0.4% |
| G 情報通信業 | 8,468 | 1.2% | 925 | 0.8% |
| H 運輸業, 郵便業 | 31,699 | 4.7% | 5,802 | 5.0% |
| I 卸売業, 小売業 | 95,455 | 14.1% | 15,389 | 13.4% |
| J 金融業, 保険業 | 13,827 | 2.0% | 1,917 | 1.7% |
| K 不動産業, 物品賃貸業 | 9,155 | 1.4% | 1,050 | 0.9% |
| L 学術研究, 専門・技術サービス業 | 17,840 | 2.6% | 2,332 | 2.0% |
| M 宿泊業, 飲食サービス業 | 35,144 | 5.2% | 4,935 | 4.3% |
| N 生活関連サービス業, 娯楽業 | 22,935 | 3.4% | 3,277 | 2.8% |
| O 教育, 学習支援業 | 34,005 | 5.0% | 4,697 | 4.1% |
| P 医療, 福祉 | 78,390 | 11.6% | 11,825 | 10.3% |
| Q 複合サービス事業 | 5,844 | 0.9% | 1,316 | 1.1% |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 36,379 | 5.4% | 5,457 | 4.7% |
| S 公務(他に分類されるものを除く) | 22,474 | 3.3% | 3,093 | 2.7% |
| T 分類不能の産業 | 24,649 | 3.6% | 3,755 | 3.3% |

資料：平成 27 年国勢調査

4. 地域雇用開発の目標

本地域の厳しい雇用情勢に対処するため、滋賀労働局・東近江公共職業安定所、関係市町等と連携しながら、本地域の特性を活かした地域づくりや、様々な雇用創出に係る方策を講じ、国の助成金の活用等により、概ね 80 名の雇用を創出することを目標とする。

5. 地域雇用開発を促進するための方策

(1) 地域雇用開発促進のための措置

イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

助成金を活用し、地域の特性や民間の活力を活かしつつ地域雇用開発の促進に努めることとし、具体的には事業所の設置・整備に伴い地域内に居住する求職者を雇用する事業主を対象とする「地域雇用開発助成金」などの国の助成措置の効果的な活用を図る。また、県・市町が連携し企業の県内への誘致などに取り組むことで、本県経済の安定的発展と地元雇用確保を図る。

ロ 職業能力開発の推進に関する事項

求職者の就職の促進と労働者の雇用の安定を図るため、求職者および企業や企業で働く労働者等の職業能力の開発に係るニーズの把握に努め、公共職業能力開発施設における効果的な職業訓練の実施とともに、滋賀労働局や東近江公共職業安定所等と連携したキャリア・コンサルティングや職業紹介等のきめ細かな支援を実施する。

また、雇用失業情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した多様な公的職業訓練の実施に努め、訓練受講機会の拡大を図る。

ハ 労働力需給の円滑な統合の促進に関する事項

滋賀労働局・東近江公共職業安定所・関係市町等の関係機関と連携を図りながら、地域の労働市場の状況および雇用に関する情報の積極的な提供を行うとともに、事業主と求職者のニーズや適性を考慮しながら、事業主と求職者の円滑なマッチングおよび県内企業の魅力の発信を図るため、就職面接会や企業説明会等を実施するとともに、企業情報サイト「WORK しが」などを通じて、事業主と求職者に対して、面接会等のイベントや、県内企業の魅力等の情報提供に努める。

ニ 各種支援措置の周知徹底に関する事項

雇用対策に関する法令・制度や各種支援策等について、関係機関が広報紙等での積極的な周知に努めるとともに、県のホームページや広報誌「滋賀労働」などの広報媒体を活用し、普及啓発に努める。

ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域における取組を促進するため、地域雇用開発の方向についての地域関係者のコンセンサスを形成し、地域雇用開発を効果的に推進していく。滋賀労働局・東近江公共職業安定所・関係市町等と連携しながら、本地域の特性を活かした地域づくりや、様々な雇用創出に係る方策を講じるとともに、労使団体等とも意思の疎通を図り、本地域における地域雇用開発を効果的に推進する。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

平成 31 年（2019 年）3 月に策定した滋賀県基本構想では、本格的な人口減少社会を迎える中で、「変わる滋賀 続く幸せ」の基本理念のもと、みんなで目指す 2030 年の姿を、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の 4 つの視点で描き、この実現に向けて取組を進めることとしている。本構想の実施計画における雇用関連の政策として

- ・誰もが働き、活躍できる柔軟で多様なライフコース
 - ・人材の確保と経営の強化
- を掲げている。

また、これらを実現するための施策として、

- ・誰もが活躍できる多様な働き方の推進
 - ・学び直しや再挑戦しやすい環境づくり
 - ・人材の確保・定着
 - ・経営の強化・事業承継
- を実施していくこととしている。

さらに、基本構想の重点政策を推進するためのエンジンとして令和 2 年（2020 年）3 月に策定した「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」では、以下の雇用関連のプロジェクトに先駆的・重点的に取り組むこととしている。

① 人材の確保・定着と事業承継

- 中小企業の働く場としての魅力の発信と採用後の人材育成の支援
- 東京圏や関西圏をはじめとする大都市圏からの移住に伴う就業の

支援や求職者と県内企業のマッチング機会の充実

- 「しがジョブパーク」や「マザーズジョブステーション」、「シニアジョブステーション」などでの求職者に対するワンストップの就職支援
- 県内企業の採用力向上に向けた提案や助言、企業対象のセミナーの開催
- 外国人材の受入を希望する企業等の円滑かつ適正な受入・育成や定着に向けた支援
- 県内外で学ぶ外国人留学生の県内企業等での就業に向けた支援
- 滋賀県事業承継ネットワークが実施する事業承継診断等を通じた事業者の課題意識掘り起こしおよび事業者のニーズを踏まえた支援
- 現場人材の育成や業務改善による生産性向上、経営強化への支援
- 誰もが働きやすい職場環境づくり

② 各分野の人材育成とダイバーシティ経営の推進

- 医師や看護職員等の医療人材の安定的な確保、定着、キャリア形成、資質の向上のための支援
- IoT、ビッグデータ、AI 等の ICT を活用するためのスキルやマインドを持った人材の育成
- 介護人材について、外国人やシニア等をはじめとする多様な人材の参入促進
- 地域リハビリテーションの中核的人材の育成
- 農業の就業から定着に至るまで切れ目のない支援や経営継承、経営能力の向上、雇用就業の促進、女性農業者間のネットワーク強化
- 林業の成長産業化に向けた専門性の高い人材の育成
- 漁労技術の確実な継承等による漁業の担い手の確保・育成
- 建設環境改善などの取組による建設業の担い手確保

6. 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から3年間とする。